

山梨県防災新館整備等事業
入札説明書

平成 21 年 10 月 23 日

山梨県

目 次

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業の概要	2
1	事業概要等	2
第 3	応募要件	9
1	応募者の備えるべき参加資格要件	9
2	応募に関する留意事項	17
3	選定スケジュール	18
4	応募手続	19
第 4	落札者の選定	25
1	落札者の選定方法	25
2	審査委員会の設置	25
3	審査の方法	25
4	第二次審査の審査事項	25
5	落札者の決定	27
6	入札結果の通知及び公表	27
7	事務局と協力者	27
第 5	提示条件	28
1	特別目的会社（SPC）の設立	28
2	事業フレーム	28
3	サービス購入料	29
4	独立採算事業の基本条件について	30
5	事業者の事業契約上の地位	30
6	入札保証金及び契約保証金	30
7	保険	30
8	山梨県と事業者の責任分担	30
第 6	事業実施に関する事項	31
1	誠実な事業遂行義務	31
2	山梨県による本事業の実施状況のモニタリング	31
3	財務書類の提出	32
4	事業期間中の事業者と山梨県の関わり	32
5	支払い手続	33

6	技術者の配置	33
第7	契約に関する事項	33
1	契約書の作成等	33
2	基本協定	33
3	仮契約の締結	33
4	仮契約の山梨県議会議決（本契約）	34
5	契約の枠組み	34
6	手続における交渉の有無	34
7	支払条件	34
8	建設工事保険等付保の要否	34
9	本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無	35
10	その他	35
第8	提案書等	35
1	第一次審査（入札参加資格確認申請）時の提出書類	35
2	応募辞退時の提出書類	36
3	提出書類	36
第9	その他	38
1	契約に違反した場合等の取扱い	38
2	特定事業の選定の取消し	38
3	情報の掲載	38
別紙1	入札説明書等に関する質問書	
添付資料1	リスク分担表	
別添資料1	要求水準書	
別添資料2	事業者選定基準	
別添資料3	事業契約書（案）	
別添資料4	基本協定書（案）	
別添資料5	サービス購入料算定及び支払方法	
別添資料6	業績等の監視及び改善要求措置要領	
別添資料7	提出書類作成要領及び様式	

第 1 入札説明書の定義

この入札説明書は、山梨県が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に基づき、特定事業として選定した「山梨県防災新館整備等事業」(以下「本事業」という。)を実施する事業者を総合評価落札方式により募集及び選定するために公布するものである。

本事業の基本的な考え方については、平成 21 年 6 月 17 日に公表した実施方針等(添付資料を含む。)と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問・回答及び意見等を反映している。したがって、応募者は本入札説明書の内容を踏まえたうえで応募するよう、留意されたい。

また、別添「山梨県防災新館整備等事業 要求水準書」(以下「要求水準書」という。)、
「山梨県防災新館整備等事業 事業者選定基準」(以下「事業者選定基準」という。)、
「山梨県防災新館整備等事業 事業契約書(案)」(以下「事業契約書(案)」という。)、
「山梨県防災新館整備等事業 基本協定書(案)」(以下「基本協定書(案)」という。)、
「サービス購入料算定及び支払方法」,
「業績等の監視及び改善要求措置要領」,
「提出書類作成要領及び様式」及び関連資料等は、本入札説明書と一体のもの(以下本入札説明書と合わせて「入札説明書等」と総称する。)である。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答集に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針に関する質問回答集によることとする。

第2 事業の概要

1 事業概要等

(1) 公告日

平成21年10月23日（金）

(2) 事業名

山梨県防災新館整備等事業

(3) 公共施設の管理者の名称

山梨県知事 横内正明

(4) 事業の目的

山梨県は、東海地震によって震度6弱以上が予想される地域として大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域」に指定され対策強化が求められている。国の調査によれば、甲府市は今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が55.3%（地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図」平成21年7月）と全国的に見ても高い状況にある。

山梨県庁舎は、全国で唯一、地震防災対策強化地域内にありながら耐震化がなされていない庁舎であり、既存庁舎の多くは耐震基準（I s 値）を大きく下回っている。

このため、想定される東海地震等の災害発生時に、県庁舎が被災者の救助、復旧活動のセンター機能としての役割を發揮できない可能性が高い。

本事業は、大規模災害発生時の災害対策本部機能、警察本部機能の強化等を図るため、防災新館（以下「本施設」という。）の設計・建設等を行うものである。

また、甲府駅と甲府市中心街との間に位置する本施設の整備に当たっては、にぎわいの創出に十分な配慮が求められることから、1階部分については活気やにぎわいを創出する場として整備することを目的とするものである。

(5) 本施設の概要

ア 所在地 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1（県庁全体の主たる住居表示）
山梨県甲府市丸の内1丁目8-5（防災新館建設位置：元・県民情報

プラザの住居表示)

イ 敷地面積	約 27,375.77 m ² (防災新館の仮想敷地面積 約 4,720 m ²)
ウ 用途地域	商業地域
エ 容積 / 建ぺい率	600% / 80%
オ 日陰規制	なし
カ その他	地域地区：防火地域

(6) 事業内容

本事業を行うことと決定された事業者（以下「事業者」とする。）は、その提案をもとに設計・建設した建物を用いて、事業契約により示される内容の業務を行う。具体的な業務の範囲は、本項及び事項に定めるとおりとする。

ア 防災新館の設計・建設業務

事業者は、本施設の設計・建設業務及び工事監理、その他これらを実施するうえで必要とされる各種手続等を行い、施設整備後、県に引き渡すものとする。

- (ア)事前調査（周辺家屋調査、電波障害調査等）
- (イ)設計（基本設計・実施設計）
- (ウ)必要な許認可及び建築確認の手続（施設整備に必要な関係機関等との協議及び申請等の手続）
- (エ)第二南別館地下部の解体撤去工事
- (オ)県民情報プラザ地下部の解体撤去工事
- (カ)建設工事（駐車場、外構工事を含む）
- (キ)工事監理
- (ク)化学物質の室内濃度測定
- (ケ)事後調査（周辺家屋調査等）
- (コ)事後対策（周辺家屋補償、電波障害対策工事等）
- (サ)本施設の引渡し及び所有権の移転
- (シ)近隣対策
- (ス)その他上記業務を実施するうえで必要な関連業務

イ 維持管理業務

事業者は、次の項目について維持管理業務を行うものとする。

- (ア)建築物保守管理業務
- (イ)建築設備保守管理業務

- (ウ) 建築設備運転監視業務
- (エ) 施設清掃業務
- (オ) 環境衛生管理業務
- (カ) 外構施設保守管理業務
- (キ) 植栽管理業務

ウ 運営業務

事業者は、本施設において以下の運営業務を行うものとする。

- (ア) 警備業務
- (イ) 駐車場運営業務
- (ウ) 駐車場料金徴収業務
- (エ) 県民利用・商業施設のイベント広場（オープンスクエア）の運営業務

(7) 県民利用・商業施設（1階）について

現在、甲府市の中心市街地の活性化は喫緊の課題となっており、県内外から多くの方々が訪れる甲府駅と甲府市中心街との間に位置する本施設の整備に当たっては、にぎわいの創出に十分な配慮をすることが求められている。

このため、本施設の1階は、県内外から多くの県民や観光客に訪れていただけるよう、商業的な施設や情報発信施設を効果的に配置することにより、山梨県が世界に誇る地場産品や観光資源等のやまなしブランドを広く情報発信し、活気やにぎわいを創出する場とする。

県民利用・商業施設は、県庁舎敷地のオープン化や周辺地域との連携に配慮しながら、県民や観光客に、山梨県の魅力を効果的にアピールし、山梨県の新たな交流拠点施設として周知されることを期待するものである。

整備のイメージは次のとおりである。

ア ジュエリーミュージアム

山梨県の宝飾業の歴史や宝飾品等の紹介を行う。なお、運営主体は、県内の宝飾業界団体等を想定している。

イ 総合観光物産案内センター

観光案内、観光コンシェルジュ機能の提供、観光ガイド、通訳ボランティアの紹介等を行う。なお、運営主体は、やまなし観光推進機構とする。

ウ 県産品PR・販売施設（まるごとやまなし館）

ワイン、宝飾品等の県産品、旅行記念品等山梨県に関連する商品の販売を行う。事業者は当該施設の出店事業者及び運営方法等を自ら提案し、独立採算にて運営する。

なお、開業後3年間は用途変更等を行わないこととし、開業後4年目以降、用途変更、事業形態又は事業主体を変更する場合は、予め県と協議を行う。

エ オープンカフェ

山梨県の特産品の提供や利用者の利便性向上を目的とし、オープンカフェを配置する。事業者は当該施設の出店事業者及び運営方法等を自ら提案し、独立採算にて運営する。

なお、開業後3年間は用途変更等を行わないこととし、開業後4年目以降、用途変更、事業形態又は事業主体を変更する場合は、予め県と協議を行う。

オ イベント広場（オープンスクエア）

市町村、JA、各種団体、民間会社等にスペースを貸し出し、イベント、キャンペーン等を実施し、活気やにぎわいを創出する。管理運営は事業者が行うこととし、運営費については山梨県から事業者にサービス対価として支払うこととする。

(8) 業務の要求水準

事業者が行う業務の要求水準は、要求水準書によるものとする。

(9) 事業期間等

本事業の事業期間は、平成22年10月から平成40年3月までの17年6箇月（設計・建設3年間、維持管理・運営14年6箇月間）とする。

事業実施スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成22年10月	事業着手
平成25年 8月	施設の所有権移転
平成25年 8～10月	開業準備期間
平成25年10月	施設供用開始・維持管理開始
平成40年 3月	事業終了

（10） 事業方式

本事業は、P F I法に基づき実施するものとし、事業者が第二南別館地下部、県民情報プラザ地下部を解体し、本施設を整備した後、県に所有権を移転し、事業期間中において維持管理・運營業務を実施するいわゆるB T O（Build Transfer Operate）方式とする。

（11） 事業者の収入及び負担

ア 事業者の収入

（ア）施設整備費

山梨県は、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計・建設に係る費用については、事業開始以降、施設の引渡し後14年6箇月の間、事業契約書に定める額を割賦方式により事業者に支払う。なお、山梨県は、施設整備費のうち一部（施設整備費から国庫補助額を除いた額の50%程度及び国庫補助額）を所有権移転後に事業者に一括して支払うものとする。また、所有権移転前であっても国庫補助金の受け入れ状況により一部を支払う場合がある。

（イ）維持管理運営費

施設の維持管理・運営に係る費用については、サービス購入型とし、事業契約書の規定に従い物価変動等を勘案して定める額を施設の引渡し後14年6箇月の間、事業者に支払う。支払い方法については第5 3 （3）及び事業契約書（案）にて提示する。

県民利用・商業施設のイベント広場利用により利用者から支払われる利用料金については山梨県の収入とする。

また、事業者は県民利用・商業施設の県産品P R・販売施設（まるごとやまな

し館)、オープンカフェについて、当該施設の運営を自らの事業として独立採算で行う。

イ 事業者の負担

- (ア)事業者は、本施設の設計・建設業務に要する費用を県への所有権移転時点まで負担する。
- (イ)事業者は県民利用・商業施設の県産品PR・販売施設(まるごとやまなし館)、オープンカフェについて、当該施設の運営を自らの事業として独立採算で行う。

(12) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示第11号)のほか、下記に掲げる関連の各種法令等に拠ることとする。

また、これらのほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

ア 法令

- (ア)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)
- (イ)建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (ロ)建築士法(昭和25年法律第202号)
- (ハ)都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (ニ)水道法(昭和32年法律第177号)
- (ホ)下水道法(昭和33年法律第79号)
- (ヘ)ガス事業法(昭和29年法律第51号)
- (フ)電気事業法(昭和39年法律第170号)
- (ク)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- (コ)官公庁施設の建設等に関する法律(平成12年法律第38号)
- (ケ)地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (セ)警備業法(昭和58年総理府令第1号)
- (ソ)建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- (タ)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- (チ)消防法(昭和23年法律第186号)
- (リ)駐車場法(昭和32年法律第106号)
- (フ)振動規制法(昭和51年法律第64号)

- (ツ)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (テ)土壤汚染対策法（昭和14年法律第53号）
- (ト)騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (チ)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (ニ)悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (ヌ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (ネ)道路法（昭和27年法律第180号）
- (ノ)道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (ハ)文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (ヒ)労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (フ)建設業法（昭和24年法律第100号）

イ 条例等

- (ア)山梨県障害者幸住条例（平成5年条例第30号）
- (イ)山梨県風致地区条例（昭和45年条例第26号）
- (ウ)山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年条例第12号）
- (エ)山梨県景観条例（平成2年条例第41号）
- (オ)山梨県環境緑化条例（昭和49年条例第31号）
- (カ)山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）
- (キ)山梨県屋外広告物条例（平成3年条例第35号）
- (ク)山梨県地球温暖化対策条例（平成20年条例第49号）
- (ケ)山梨県財務規則（昭和39年規則第11号）
- (コ)甲府市建築基準法施行条例（昭和54年条例第37号）

ウ 適用基準等

- (ア)官庁施設の基本的性能基準（国土交通省監修）
- (イ)官庁施設的环境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）（国土交通省監修）
- (ウ)官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省監修）
- (エ)公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (オ)公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (カ)公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (キ)公共建築工事標準図（電気設備工事編）
- (ク)公共建築工事標準図（機械設備工事編）
- (ケ)建築工事標準詳細図
- (コ)建築設備設計基準・同要領（国土交通省監修）

- (サ)建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省監修）
- (シ)昇降機耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター編集）
- (ス)山梨県土木工事共通仕様書
- (セ)やまなしユニバーサルデザイン基本指針
- (ソ)公共建築のユニバーサルデザインに関する指針（山梨県）

(13) 資格確認基準日

資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書等の受付日とする。

第3 応募要件

1 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、本事業を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）、又は複数の企業により構成される企業グループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループとする場合は、応募手続を代表して行う代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- イ 落札者となった応募者は、契約締結時までに本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとし、応募グループの場合、代表企業及び構成企業（以下「構成員」という。）は、SPCへの出資を行い、また、SPCから直接業務を受託し又は請け負うものとする。さらに、応募者の構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定するもの（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書において協力企業として明記するものとする。
- ウ 応募に当たり、応募者の構成員及び協力企業それぞれが、第2 1（6）及び（7）ウないしオに掲げる業務のうち、いずれを実施するか明らかにすること。応募者の構成員及び協力企業のうち、第3 1（2）アからオまでの要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）は本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）を兼ねることはできないものとし、資本関係又は人的関係において次に掲げる（ア）及び（イ）のいずれかに該当する者でないこととす

る。

- (ア)親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ)代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている場合

エ 落札者となった応募者が本事業を実施するに当たって設立するSPCは、次に掲げる(ア)及び(イ)の要件も満たすものとする。

- (ア)代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。
- (イ)構成員である出資者は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、山梨県の事前の書面による承諾がある場合には、この限りでない。

オ 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)の受付日以後においては、原則として応募者の構成員及び協力企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、山梨県がやむを得ないと認めた場合は、山梨県の承認を条件として応募者の構成員及び協力企業は、入札参加資格の確認を受けたうえで事業提案書の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

なお、事業提案書の提出以後の応募者及び協力企業の変更は認めないものとする。

カ 応募者の構成員及び協力企業は、他の提案を行う応募者の構成員又は協力企業になることはできないものとする。

キ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者は、他の応募者を構成する企業になることはできないものとする。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

ク キにおいて、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者をいう。

(ア)資本関係

次の a 又は b に該当する者の場合。ただし、a については子会社が、b については子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の会社（以下「再生手続中の会社」という。）である場合を除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(1) 人的関係

次の a 又は b に該当する者の場合。ただし、a については会社の一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者の業種別の入札参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、事業を適切に実施できる能力（技術・知識・実績・資金・信用等）を備える者であり、資格確認基準日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

ア 設計企業

本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）は、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、主たる者は次の(ア)から(ウ)までの要件を満たし、その他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。

(ア)建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ)平成21年度における建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成21年山梨県告示第227号）に基づく一般競争入札参加資格を有していること。

(ウ)平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し、かつ引渡しが完了し

た延べ面積10,000㎡以上の庁舎、事務所又は類似施設の基本設計及び実施設計（新築又は増築とし、増築にあつては、増築部分の床面積が10,000㎡以上とする。）の実績を有していること。なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が10,000㎡以上の施設を指すものとする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の者に限る。

イ 建設企業

建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事（以下「建設工事」という。）の種類のうち建築一式工事を担当する建設企業（複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合は、そのうちの1者）にあつては、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の要件を満たすこととし、建設工事の種類のうち電気工事及び管工事に携わる建設企業にあつては、それぞれの工事ごとに少なくとも1者は、(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たしていること。また、建設企業のうち、その他の構成員及び協力企業は、(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たしていること。

(ア)建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(イ)平成21年度における建設工事の請負の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成21年山梨県告示第226号）に基づく一般競争入札参加資格を有していること。

(ウ)平成21年3月1日の直前に終了する事業年度を対象とした建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が、次の点数以上であること。

・ 建築一式工事	1,200点
・ 電気工事	1,100点
・ 管工事	1,100点

(エ)平成21年3月1日の直前に終了する事業年度を対象とした建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が、次の点数以上であること。

・ 建築一式工事	850点
・ 電気工事	800点
・ 管工事	740点

- (オ)平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し、かつ引渡しが完了したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされた延べ面積10,000㎡以上の庁舎、事務所又は類似施設の工事（新築又は増築とし、増築にあっては、増築部分の床面積が10,000㎡以上とする。）の施工実績を有していること。なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が10,000㎡以上の施設を指すものとする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の者に限る。
- (カ)次のaからdに掲げる基準を満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置できること。
- a 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号八の規定による認定を受けた者であること。
 - b 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有する者であること。
 - c 平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し、かつ引渡しが完了した延べ面積10,000㎡以上の庁舎、事務所又は類似施設の工事（新築又は増築とし、増築にあっては、増築部分の床面積が10,000㎡以上とする。）の従事経験を有していること。なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これらに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が10,000㎡以上の施設を指すものとする。
 - d 建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加資格確認申請書等の受付日以前に3箇月以上の期間、継続した雇用関係があること。）があること。

ウ 工事監理企業

工事監理企業は、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たしていること。複数の工事監

理企業で業務を分担する場合は、主たる者は次の(ア)から(ウ)までの要件を満たし、その他の者は、(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 平成21年度における建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に基づく一般競争入札参加資格を有していること。
- (ウ) 平成9年4月1日以降、資格確認基準日までの間に完工し、かつ引渡しが完了した延べ面積10,000㎡以上の庁舎、事務所又は類似施設の工事監理（新築又は増築とし、増築にあつては、増築部分の床面積が10,000㎡以上とする。）の実績を有していること。

なお、類似施設とは、教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が当該施設の延べ面積の過半を占める施設又は教育文化施設、福祉医療施設の用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）並びに事務室、会議室、研修室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）の合計が10,000㎡以上の施設を指すものとする。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の者に限る。

エ 維持管理企業

本施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）は、次の(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。複数の維持管理企業で業務を分担する場合、すべての維持管理企業が、次の(ア)及び(イ)の要件を満たしていること。また、施設清掃業務について、主たる維持管理企業は、(ウ)の要件も満たしていること。

- (ア) 維持管理業務を行うに当たって、必要な資格（許可、登録、認定等）を有していること。
- (イ) 平成21年度及び22年度において、山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (ウ) 平成9年4月1日以降、延べ面積10,000㎡以上の施設で、1年以上の維持管理実績を有していること。

オ 運営企業

本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）は、次の要件を満た

していること。複数の運営企業で業務を分担する場合、すべての運営企業が、次の要件を満たしていること。

(ア) 運営業務を行うに当たって、必要な資格（許可、登録、認定等）を有していることとし、警備を実施する企業は、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を有すること。

(イ) 警備を実施する企業は、平成21年度及び22年度において、山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 応募者の構成員及び協力企業等の共通の入札参加資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、応募者の構成員及び協力企業になれないものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当する者
- イ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者
- ウ 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- エ 山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和60年施行）の規定による指名停止措置を受けている者
- オ 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- カ 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項による和議開始の申立てをしている者
- キ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ク 会社法の施行に伴う改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- ケ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て

(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てを含む。)がなされている者

- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者
- サ 直近1事業年度の法人税、消費税及び県税に係る徴収金を滞納している者
- シ 本事業について、山梨県がアドバイザー業務を委託する企業及びその協力企業(以下「アドバイザー企業」という。)である者
- ス アドバイザー企業と資本関係又は人的関係において次に掲げる条件のいずれかに該当する者
 - (ア)親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ)代表権を有する役員が、アドバイザー企業の代表権を有する役員を兼ねている場合
- セ 「山梨県防災新館整備等PFI事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員との資本関係又は人的関係において次に掲げる(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者
 - (ア)その発行済み株式の50%を超える株式を委員が所有している者
 - (イ)委員から出資の総額の50%を超える出資を受けている者
 - (ウ)委員の所属する企業と親会社と子会社の関係にある者
 - (エ)委員がその役員又は従業員となっている者

(4) 入札参加資格確認申請書等の受付日以降の取り扱い

入札参加資格を有すると認められた応募者の構成員又は協力企業が、入札参加資格確認申請書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くこととなった場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 入札参加資格確認申請書等の受付日から落札者選定日までの間に、応募者の構成員又は協力企業に入札参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。
- イ 落札者選定日から事業契約の締結日までの間に、応募者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くこととなった場合には、山梨県は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、山梨県は一切責を負わない。この場合において、山梨県がやむを得ないと認めた場合は、山梨県の承認を条件として応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加ができるものとする。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札書及び提案書等の提出書類（以下「入札提出書類」という。）を県に提出する。応募者は、入札提出書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募者の応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

(3) 入札提出書類の取扱い・著作権

ア 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。ただし、誤字等の修正については、この限りではない。

イ 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、落札者の選定に関する情報の公表時及びその他山梨県が必要と認める時には、山梨県は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、落札者の選定以外には使用しない。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負う。

(4) 山梨県からの提示資料の取扱い

山梨県が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使うことができない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) その他

- ア 応募者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- イ 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3 選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次の日程で行う。

	日 程	内 容
平成21年	10月23日（金）	入札説明書等の公表
	10月29日（木）	入札説明書等に関する説明会の開催
	10月26日（月）～ 11月6日（金）	入札説明書等に関する質問の受付
	12月25日（金）	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成22年	1月12日（火）～ 1月15日（金）	入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の受付・締切
	1月25日（月）	入札参加資格確認審査結果の通知
	1月26日（火）～ 2月2日（火）	入札参加資格がないと認めた理由の説明の受付
	2月9日（火）	入札参加資格がないと認めた理由の回答
	3月29日（月）	入札提出書類の締切（郵送の場合）
	3月30日（火）	入札提出書類の受付（持参の場合）
	3月30日（火）	開札
	7月	落札者の決定
	7月	基本協定締結
	8月	仮契約締結
	10月	本契約締結

4 応募手続

応募に関する手続等は以下のとおりである。

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等は、山梨県総務部管財課のホームページにおいて公表する。

ホームページアドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/kanzai/index.html>

(2) 入札説明書等に関する説明会

下記のとおり、入札説明書等に関する説明会を開催する。

- ア 開催日時 平成 21 年 10 月 29 日（木）午後 1 時 30 分から
（午後 1 時から受付開始）
- イ 開催場所 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁北別館 507 会議室
- ウ 当日連絡先 山梨県総務部管財課庁舎整備担当
TEL 055-237-1111（代表）内線（2269、2270）
055-223-1326（直通）

エ 注意事項

説明会当日は、入札説明書等（要求水準書、事業者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等を含む。）の配付は予定していないので、山梨県総務部管財課のホームページからダウンロードして持参のこと。

事前申込は不要（現地集合・現地解散を基本とする。）。

駐車場の数に限りがあるため、参加に当たっては公共交通機関を利用すること。

(3) 入札説明書等に関する質問書受付、回答書の公表

本件入札説明書等の記載内容に関して質問事項がある場合は、質問回答を以下の要領にて行うものとする。

- ア 受付期間 平成 21 年 10 月 26 日（月）～ 11 月 6 日（金）午後 5 時必着

イ 提出方法

質問を簡潔にまとめ、「入札説明書に関する質問書（別紙1）」に記入の上、電子メールでのファイル添付又は質問書を記録したフロッピーディスクを郵送（印刷した質問書も添付）にて、下記提出先に提出すること。なお、電話での受付は行わない。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「入札説明書に関する質問」とすることとし、電子メール送信後、土曜・日曜を除く24時間以内に当該電子メール到着

の確認の返信がない場合は、速やかに下記の問い合わせ先まで連絡すること。

質問・意見書のファイル形式	Microsoft Excel
提出先及び 電子メール到着確認に関する 問い合わせ先	山梨県総務部管財課庁舎整備担当 (TEL) 055-223-1326
提出先メールアドレス	kanzai@pref.yamanashi.lg.jp

ウ 回答公表日 平成21年12月25日(金)

エ 回答の公表方法

質問者の特殊な技術やノウハウ等に関し、質問者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、山梨県総務部管財課のホームページへの掲載によって行うほか、山梨県総務部管財課庁舎整備担当において回答書を配付するものとする。なお、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係わるため公表を望まない質問は、意見としての取り扱いとし、個別の回答は行わない。

また、企業名等は公表しないものとする。

ホームページアドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/kanzai/index.html>

(4) 第一次審査(入札参加資格等の確認)

ア 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

応募者に以下の要領により入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者並びに参加資格が無いと認められた者は、本事業に応募することができない。

- (ア) 受付期間 平成22年1月12日(火)～1月15日(金)
午前9時～正午、及び午後1時～5時
- (イ) 場 所 山梨県総務部管財課庁舎整備担当
- (ウ) その他 入札参加資格確認申請書等の提出は、提出場所へ持参することとし郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ 入札参加資格確認申請書等の取扱い

(ア) 山梨県は、提出された入札参加資格確認申請書等を入札参加資格の審査以外に

応募者に無断で使用しない。

(イ)提出された入札参加資格確認申請書等は返却しない。

(ウ)入札参加資格確認申請書等の変更等の禁止。

提出された入札参加資格確認申請書等の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。なお、例外的に、提出された入札参加資格確認申請書等の差し替え又は再提出を指示した場合であっても、入札参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え又は再提出は認めない。

ウ 入札参加資格確認審査結果の通知

審査（資格等の確認）結果は、入札参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成22年1月25日（月）に通知する。併せて、提案受付番号を通知する。

エ 入札参加資格の確認後の取扱い

資格審査において入札参加資格を有するとの確認を受けた応募者の構成員又は協力企業等のいずれかが、入札参加資格確認申請書等の受付日において、「第3 1(2)及び(3)」に定める要件の一つでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）には、入札参加資格がない者に該当するので、当該応募者の応募は認められない。

オ 入札参加資格がないと認めた理由の説明の受付、回答

入札参加資格がないとされた者は、山梨県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により次のとおり説明を求められることができる。

(ア)提出日時 平成22年1月26日（火）～2月2日（火）

（ただし、土日を除く）

午前9時～正午、及び午後1時～5時

(イ)提出方法 説明要求の書面（様式自由）を持参すること。郵送、FAX、Eメールは不可とする。

(ウ)提出場所 山梨県総務部管財課庁舎整備担当

(エ)回答 山梨県は、説明を求めた者に対し、平成22年2月9日（火）までに書面により回答する。

(5) 入札提出書類の提出

山梨県は、資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した入札提出書

類の提出を求める。入札提出書類の種類及び部数等を含む作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料5「様式集」に示す。入札提出書類は、持参又は郵送すること。電送による応募は認めない。

入札提出書類は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「山梨県総務部管財課庁舎整備担当」、「応募者名」及び「山梨県防災新館整備等事業に係る提案書在中」（朱書）と記載すること。

ア 提出書を持参する場合

- (ア) 受付期間 平成 22 年 3 月 30 日（火）
午前 9 時～正午、及び午後 1 時～3 時
- (イ) 受付場所 山梨県総務部管財課庁舎整備担当

イ 提出書を郵送する場合

- (ア) 受領期限 平成 22 年 3 月 29 日（月）午後 5 時必着
- (イ) 送付先 山梨県総務部管財課庁舎整備担当
- (ウ) 送付方法 必ず「配達記録郵便」とすること。また、提案書及びその他の提出書類を封筒に入れ密封し、表に「山梨県防災新館整備等事業に係る提案書在中」と朱書して郵送すること。

(6) 開札

ア 日時

平成22年3月30 日（火）午後3時30分

イ 場所

山梨甲府市丸の内1 - 6 - 1
山梨県庁北別館506会議室

ウ 留意事項

- (ア) 入札時には身分を証明できるものを持参すること。なお、代理人の場合には、委任状（様式1 - 12、1 - 13）を併せて持参すること。また、入札参加グループで参加する場合には代表企業のみが参加するものとする。
- (イ) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反

する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

- (ウ)開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない山梨県の職員を立ち合わせるものとする。

エ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時に「第3 1」に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

- (ア)入札参加表明書に記載された代表者以外の者が行った入札
- (イ)入札参加資格のない者が行った入札
- (ウ)委任状が提出されていない代理人の入札
- (エ)同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札
- (オ)入札時刻に間に合わなかった者の入札
- (カ)記名押印を欠いた入札
- (キ)入札金額を訂正した入札
- (ク)誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- (ケ)明らかに連合によると認められる入札
- (コ)入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- (サ)その他入札に関する条件に違反した、又は山梨県の指示に従わなかった者の入札

オ 入札の辞退

(ア)入札参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 1 - 14）を下記宛てに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

- (イ)提出期限 平成 22 年 3 月 30 日（火）
開札終了まで（ただし、郵送する場合は平成 22 年 3 月 29 日（月）午後 5 時必着）

(ウ)提出場所 山梨県総務部管財課庁舎整備担当

(6) 予定価格

本事業の入札予定価格は、次に示すとおりとする。

入札予定価格 20,000,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

第4 落札者の選定

1 落札者の選定方法

本件入札は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行ったものを落札者として決定する総合評価落札方式により行う。

2 審査委員会の設置

審査に際しては、学識経験者等で構成する審査委員会を設置し、最優秀提案を選定する。審査委員は以下のとおり。なお、審査委員会は非公開とする。

委員長	山内弘隆	(一橋大学大学院商学研究科教授)
委員	石井信行	(山梨大学准教授 大学院医学工学総合研究部 工学学域 社会システム工学系)
	井野盛夫	(富士常葉大学客員教授 環境防災学部)
	加藤隆博	(加藤隆博事務所 公認会計士・税理士)
	平嶋育造	(堀内・平嶋法律事務所 弁護士)
	古谷誠章	(早稲田大学教授 創造理工学部建築学科)

(五十音順)

3 審査の方法

あらかじめ設定した事業者選定基準に従って、審査委員会にて提案の審査を行う。入札価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優れた提案をした応募者を選定することとする。

4 第二次審査の審査事項

(1) 審査の視点

審査において、次の事項を重視する。

- ア 山梨県との協働を図りつつ、事業目標を、民間の知見、技術等を活用して、効率的かつ効果的に実現すること
- イ 民間の資金及び経営能力を活用しつつ、本事業を安定的に遂行するため、法的・経済的に安定性が高く信頼できる事業スキームを構築すること、事業者間での適切なリスク分担を図ることなど
- ウ 設計、建設、維持管理・運営の事業期間の各段階を通じて、要求水準を適切に満

たしつつ、民間の創意工夫により良質なサービスを提供し、円滑かつ確実に本事業を遂行するため、適切な事業実施体制を構築すること、事業者自らが主体的に各業務を統括的にマネジメントすること、そのために必要となるモニタリングの仕組みと体制を整備することなど

(2) 審査項目等

ア 基礎審査（基準の確認）

基礎審査においては、以下の項目に基づき、応募者の提案内容が山梨県の要求する最低限の要件をすべて満たしていることを確認する。

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| (ア)防災新館整備、維持管理・運営事業 | 業務内容 |
| (イ)サービス購入料算定の確認 | 前提条件を満たしているか、計算間違いはないか |
| (ウ)事業遂行能力 | 企業等の資力、信用力、債務返済能力、代替信用補完措置確認 |

イ 実質審査

実質審査においては、下記項目について評価し、点数化する。各項目の得点と入札価格の得点の合計により最も優秀な提案を選定する。

- (ア)事業の実施体制・安定性に関する事項
- (イ)防災新館整備業務に関する事項
- (ウ)防災新館維持管理業務に関する事項
- (エ)防災新館運営業務に関する事項（県産品PR・販売施設（まるごとやまなし館）及びオープンカフェの運営に関する事項を含む。）
- (オ)地元経済への配慮に関する事項
- (カ)提案価格に関する事項

ウ ヒアリング

山梨県は、必要に応じて事業提案書の内容についてヒアリングを行う。ヒアリングの詳細については、ヒアリング対象者に通知する。なお、実施時期については、平成22年5月中を予定している。

5 落札者の決定

山梨県は審査委員会による選定に基づき、落札者を決定する。

6 入札結果の通知及び公表

- (1) 入札結果は、落札者決定後、速やかに応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 入札結果は、審査結果と併せて山梨県のホームページにおいて公表する。

7 事務局と協力者

事業者選定にかかる事務局は、次のとおりとする。

山梨県総務部管財課庁舎整備担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

TEL 055-237-1111 (代表) 内線 (2269、2270)

055-223-1326 (直通)

FAX 055-223-1379

電子メールアドレス : kanzai@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページアドレス : <http://www.pref.yamanashi.jp/kanzai/index.html>

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、協力者は本事業には応募できないものとする。

株式会社 日本経済研究所

財団法人 日本経済研究所

株式会社 久米設計

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

第5 提示条件

1 特別目的会社（SPC）の設立

落札者は、本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを事業契約締結の時までに山梨県内に設立する。なお、応募企業又は応募グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者の出資比率が、出資者中最大にならないこと。

全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、山梨県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

2 事業フレーム

(1) 事業の遂行

- ア 設計書類に定められた工事を終了させ、引渡し期限までに引渡しを完成させること。
- イ 「第2-1(6)事業内容」に示す業務を確実に行うこと。

(2) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

山梨県は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が山梨県に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。事業者は、山梨県に対して有する支払請求権（債権）を第三者に譲渡する場合には事前に山梨県の承諾を得ること。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が山梨県に対して有する債権に対し質権その他の担保権を設定する場合には、事前に山梨県の承諾がなければ行うことができない。

(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等

ア 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上に関する事項

現時点では、本事業に係る法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で山梨県は必要な協力を行う。

イ その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

(ア)事業実施に必要な許認可等に関して、山梨県は必要に応じて協力を行う。

(イ)法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、山梨県は事業者と協議を行う。

3 サービス購入料

(1) サービス購入料

山梨県の事業者に対する支払いは事業者が実施する防災新館の設計及び建設に係る対価（以下「施設整備費相当」という。）と、維持管理・運営業務に係る対価（以下「維持管理・運営費相当」という。）から成る。

山梨県は、防災新館の施設整備費相当及び維持管理・運営費相当を供用開始から事業期間中に、事業者に対し、PFI法第10条第1項に規定する山梨県と事業者との間で締結する事業契約に定めるところにより支払う。詳細は、事業契約書（案）別紙9「サービス購入料の支払方法について」を参照すること。

(2) 改定の考え方

維持管理・運営費相当については、物価変動を踏まえた改定を行う。なお、詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

(3) 支払方法

県は、事業契約に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。詳細は、事業契約書（案）別紙9「サービス購入料の支払方法について」に示す。

4 独立採算事業の基本条件について

独立採算での運営によるまるとやまなし館、オープンカフェについては、要求水準を満たしている場合は、行政財産使用料を50%減免する予定である。

5 事業者の事業契約上の地位

山梨県の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他の方法により処分してはならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金の納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7 保険

事業者は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

事業者は建設期間中において、建設工事保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。)及び請負業者賠償責任保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。)に加入することを要する。

8 山梨県と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者自身が責任をもって遂行するものである。

従って、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとす

る。ただし、山梨県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、山梨県が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

山梨県と事業者の責任分担は、添付資料1「リスク分担表(案)」及び別添資料3「事業契約書(案)」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。リスク分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示すが、事業契約書(案)に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

第6 事業実施に関する事項

1 誠実な事業遂行義務

事業者は、入札提出書類(第一次審査時の提出書類を含む。)及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2 山梨県による本事業の実施状況のモニタリング

山梨県による本事業の実施状況のモニタリングは以下のとおりである。

(1) 基本設計・実施設計時

山梨県は、基本設計及び実施設計完了時等に、事業者から提出された図書について事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

(2) 解体撤去時

山梨県は、事業者が行う第二南別館地下部、県民情報プラザ地下部の解体撤去業務が、事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて適宜確認を行う。

(3) 工事施工時

山梨県は、事業者が行う工事施工、工事監理の状況について適宜確認を行う。こ

の際、事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を置き、工事監理を行い、工事施工、工事監理の状況について山梨県に報告する。

(4) 工事完成・施設引渡し時

山梨県は、施工状態が事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。この際、事業者は、施工記録を用意する。確認の結果、事業契約書等において定められた水準を満たしていない場合には、山梨県は補修又は改造を求めることができる。

(5) 施設供用開始後

山梨県は、施設の維持管理及び運営が事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて、定期的に業務の実施状況を確認する。

(6) 財務の状況に関するモニタリング

事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、山梨県に報告するものとする。

(7) 事業終了時

山梨県は、事業終了時において、施設の性能が事業契約書等に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、事業契約書等において定められた水準を満たしていない場合には、山梨県は事業者に補修を求めることができる。

3 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に山梨県に提出する。また、山梨県は請求があった場合に、当該財務書類を公開できるものとする。

4 事業期間中の事業者と山梨県の関わり

(1) 本事業は事業者の責任において遂行される。また、山梨県は事業契約書に定められ

た方法により、事業実施状況について確認を行う。

- (2) 原則として山梨県は事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて山梨県と業務受託企業等の間で直接連絡調整を行う場合がある。
- (3) 事業契約書の解釈について疑義が生じた場合には、山梨県と事業者は誠意をもって協議する。

5 支払い手続

- (1) 事業者は、事業契約書に定められた方法により業務完了届を山梨県に提出し、山梨県の履行確認を受ける。
- (2) 事業者は、履行確認完了後、速やかに山梨県に請求書を提供する。
- (3) 山梨県は事業者から請求書を受け取った後、事業契約に定める日に支払いを行う。

6 技術者の配置

事業者は、申請書、入札提出書類等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。

第7 契約に関する事項

1 契約書の作成等

事業契約書（案）により、事業契約書を作成するものとする。

2 基本協定

落札者は、選定後速やかに、山梨県を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

3 仮契約の締結

- (1) 山梨県は、事業者と契約内容等の詳細について協議し、協議が整った時点で事業者と仮契約を締結する。
- (2) 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の提案価格及び入札説明書等に示した内容について、変更できないことに留意すること。

- (3) 選定された事業者が事業契約を締結しない場合は、山梨県は違約金として提案金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。
- (4) 事業契約締結に係る事業者側の弁護士費用、印紙代などは、事業者の負担とする。

4 仮契約の山梨県議会議決（本契約）

仮契約は、山梨県議会の議決を経て本契約となる。

5 契約の枠組み

(1) 対象者

山梨県、事業者

(2) 契約時期

平成22年10月（予定）

(3) 契約の概要

提案内容及び事業契約書（案）に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき防災新館の設計・建設業務、維持管理業務及び運営業務に関する業務内容やサービス購入料の金額、支払方法等を定める。

6 手続における交渉の有無

なし。

7 支払条件

事業契約書（案）別紙9「サービス購入料の支払方法について」を参照のこと。

8 建設工事保険等付保の要否

事業契約書（案）別紙4「保険等の取扱い」を参照のこと。

9 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

なし。

10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札をした者は、入札後、本件入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。

第 8 提案書等

1 第一次審査（入札参加資格確認申請）時の提出書類

提出書類は、(1)～(12)の書類を1部一括して提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示す。

- (1) 入札参加表明書 (様式 1 - 1)
- (2) 入札参加資格確認申請書 (様式 1 - 2)
- (3) 構成員及び協力企業一覧表 (様式 1 - 3)
- (4) 応募資格に係わる等級決定通知書の写し
- (5) 必要とされる資格（一級建築士事務所登録、建設業許可、監理技術者、ほか関連業務等）を証する書類の写し
- (6) 納税証明書（法人税、消費税、法人県民税、法人事業税）の写し（直近1ヵ年）
- (7) 設計実績 (様式 1 - 4、1 - 5)
- (8) 工事施工実績 (様式 1 - 6)
- (9) 監理技術者実績 (様式 1 - 7)
- (10) 工事監理実績 (様式 1 - 8、1 - 9)
- (11) 維持管理業務実績 (様式 1 - 10)
- (12) 運営業務実績 (様式 1 - 11)
- (13) 委任状 (様式 1 - 12、1 - 13)

2 応募辞退時の提出書類

入札参加資格審査申請時に書類を提出した応募者で、応募を辞退する場合は、辞退届（様式 1 - 14）を提出すること。

3 提出書類

提出書類は次のとおりである。書類を提出するときには、それぞれ 1 分冊とし、< > 内に掲げる部数を提出すること。

- (1) 提案提出書 (様式 1 - 15) <1 部>
- (2) 提出書類一覧 (様式 1 - 16) <1 部>
- (3) 入札書 (様式 1 - 17) <1 部>
- (4) 入札金額内訳書 (様式 1 - 18) <1 部>
- (5) 有価証券報告書等 <2 部>
- (6) 提案書
 - ア 事業計画提案書 <20 部>
 - (ア) 事業計画提案書表紙 (様式 2)
 - (イ) 事業実施体制 (様式 2 - 1 ~ 2 - 8)
 - (ウ) 財務管理 (様式 2 - 9)
 - (エ) 資金調達計画 (様式 2 - 10 ~ 2 - 11)
 - (オ) 資金収支計画 (様式 2 - 12 ~ 2 - 15)
 - (カ) リスク分担計画 (様式 2 - 16 ~ 2 - 18)
 - イ 設計・建設業務提案書 <20 部>
 - (ア) 設計・建設業務提案書表紙 (様式 3)
 - (イ) 全体計画 (様式 3 - 1)
 - (ウ) 環境に配慮した便利で安全な施設の整備 (様式 3 - 2)
 - (エ) 地域活性化への貢献 (様式 3 - 3)
 - (オ) 施工計画 (様式 3 - 4 ~ 3 - 5)
 - (カ) 面積表 (様式 3 - 6)
 - (キ) 仕上表 (様式 3 - 7)
 - (ク) 施設整備費積算表 (様式 3 - 8)
 - ウ 設計書類 <20 部>
 - (ア) 表紙
 - (イ) 施設計画概要
 - (ウ) 配置図

- (イ)各階平面図
- (オ)立面図
- (カ)断面図
- (キ)外構図
- (ク)構造計画概要
- (ケ)電気設備計画概要
- (コ)機械設備計画概要

エ 維持管理業務提案書 <20 部>

- (ア)維持管理業務提案書表紙 (様式 4)
- (イ)維持管理業務の実施方針、体制、具体的手法 (様式 4 - 1、4 - 2)
- (ウ)業務スケジュール (様式 4 - 3、4 - 4)
- (エ)業務従事者の配置 (様式 4 - 5)
- (オ)サービス提供の方策 (様式 4 - 6)
- (カ)非常時等の対応 (様式 4 - 7)
- (キ)職員、来庁者への対応 (様式 4 - 8)
- (ク)維持管理等にかかる環境配慮及びコスト削減 (様式 4 - 9)
- (ケ)機能維持、経済性に関する知見の継承 (様式 4 - 10)
- (コ)維持管理業務費見積書 (様式 4 - 11)

オ 運営業務提案書 <20 部>

- (ア)運営業務提案書表紙 (様式 5)
- (イ)全体計画 (様式 5 - 1)
- (ウ)業務計画 (様式 5 - 2、5 - 3)
- (エ)警備業務に関する事項 (様式 5 - 4)
- (オ)駐車場業務に関する事項 (様式 5 - 5)
- (カ)県民利用・商業施設の運営に関する事項 (様式 5 - 6 ~ 5 - 11)
- (キ)運営業務費見積書 (様式 5 - 12)

カ 地元経済への配慮に関する提案書 <20 部>

- (ア)地元経済への配慮に関する提案書表紙 (様式 6)
- (イ)県内企業の参加 (様式 6 - 1)
- (ウ)県内企業からの調達 (様式 6 - 2)
- (エ)県内産の資材の活用 (様式 6 - 3)
- (オ)県内からの雇用の創出 (様式 6 - 4)

第9 その他

1 契約に違反した場合等の取扱い

落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、又は選定手続等山梨県の業務に関し不正ないしは不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められ、落札者が事業契約を締結しない場合には、第7 3(3)でも述べたとおり、山梨県は違約金として提案金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

事業者が契約締結後契約に違反し、又は要求水準書を満たさない場合は、山梨県は、事業契約書に定めるところに従い、事業者には是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が一定期間内に是正することができなかった場合は、事業契約書に定めるところに従い、山梨県はサービス購入料の減額又は事業契約の解除を行うことができる。

また、事業者の破産等の場合は、契約を解除することができる。契約解除に至る事由及び措置については事業契約書で規定する。

2 特定事業の選定の取消し

応募者がいない場合、山梨県は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

3 情報の掲載

本入札説明書に定めることその他、募集の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、山梨県のホームページに掲載する。

添付資料 1 リスク分担表

は一部負担

段階	リスクの種類	番号	概要	負担者	
				県	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り		
	法令変更	2	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等		
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		
	税制変更	4	消費税制度の変更		
		5	上記以外の税制度の新設・変更等		
	許認可取得遅延	6	県の帰責事由による許認可の取得遅延		
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等		
		9	事業者が行う調査、建設、維持管理、事業者の提案内容に関する訴訟・苦情等		
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出等）		
	第三者への賠償	11	県の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		
	事業の内容の変更等	13	県の政策変更等により、事業の内容が変更される場合		
	金利変動	14	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加		
		15	基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加		
	物価変動	16	施設供用開始前のインフレ・デフレ		
		17	施設供用開始後のインフレ・デフレ		
	資金調達	18	事業に必要な資金の確保に係る費用		
	事業の中止・延期	19	県の帰責事由により事業を中止・延期した場合		
		20	事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		

段階	リスクの種類	番号	概要	負担者	
				県	事業者
共通	構成員・協力企業の能力不足	21	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		
	不可抗力	22	不可抗力による損害		
契約前	入札費用	23	本事業への入札にかかる費用		
	契約の未締結・遅延	24	落札者の帰責事由による契約締結遅延等		
		25	議会の承認が得られない		
		26	上記以外の事由による契約締結遅延等		
調査・設計	測量・調査の誤り	27	県が実施した測量、調査に関するもの		
		28	事業者が実施した測量、調査に関するもの		
	計画・設計・仕様変更	29	県の帰責事由により変更する場合		
		30	事業者の帰責事由により変更する場合		
	調査費・設計費等の増大	31	県の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		
		32	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		
	工法の欠陥	33	技術、工法等の欠陥による被害		
	設計の完了遅延	34	県の帰責事由により遅延した場合の損害		
		35	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		
	建設	用地の瑕疵	36	本施設建設予定地の土壌汚染等に関するもの	
37			埋蔵文化財等の地下埋設物の処理に関するもの		
地質・地盤		38	県が実施した地質・地盤調査に関するもの		
		39	上記以外の地質・地盤調査に関するもの		
環境汚染物質リスク		40	解体に伴う、想定外の環境汚染物質の発見・処理に関するもの		
工事遅延		41	県の帰責事由によるもの		

段階	リスクの種類	番号	概要	負担者	
				県	事業者
建設	工事遅延	42	事業者の帰責事由によるもの		
	工事費増大	43	県の帰責事由によるもの		
		44	事業者の帰責事由によるもの		
	要求水準の未達	45	本施設完成後、県の調査で要求水準に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		
	施設損害	46	工事材料、建設機械、引渡し前の工事目的物に生じた損害		
	第三者損傷 リスク	47	第三者の過失等により生じた施設損傷による損害		
	工事監理の不備	48	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生した場合		
維持管 理・運営	供用開始の遅延	49	県の帰責事由によるもの		
		50	事業者の帰責事由によるもの		
	事業内容の変更	51	県の帰責事由による事業内容の変更		
	支払遅延・不能	52	県の帰責事由によるサービス対価支払の遅延・不能		
	要求水準未達	53	事業者の行う維持管理運営業務の内容が事業契約書に定める水準に達しない場合		
	維持管理・運営費 の増大	54	県の帰責事由によるもの		
		55	事業者の帰責事由によるもの		
	施設等の損傷	56	県の帰責事由によるもの		
		57	事業者の帰責事由によるもの		
		58	第三者（来庁者等）の過失等により生じた施設損傷による損害		
	施設瑕疵	59	瑕疵担保期間内		
		60	瑕疵担保期間終了後		
	技術革新	61	設備等における技術革新による技術の陳腐化		
	需要変動	62	独立採算施設に関する需要変動		

段階	リスクの種類	番号	概要	負担者	
				県	事業者
移管	要求水準確保	63	事業終了時の施設の要求水準確保に関するもの		
	移管手続	64	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続に伴うもの		

負担者の欄で山梨県、事業者双方に 、 が記載されている場合は、 の負担者が主としてリスクを負担するが、
 の負担者においても、一定の負担が求められる。詳細は事業契約書（案）による。